



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名:株式会社ミツバ
代 表 者:代表取締役 長瀬 裕一
コード番号:7280 (東証第一部)
本社所在地:群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地
問 合 せ 先:総務部長 武井 良明
電 話 番 号:0277-52-0187

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 71 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを 3 月 23 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。

(3) その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）

以上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の売渡請求) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。</p>
(略)	
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(招集者及び議長) 第14条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり)</p>
(略)	
<p>(員 数) 第18条 当社の取締役は、20名以内とする。 (新 設)</p>	<p>(員 数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は8名以内とする。</u></p>
<p>(選 任) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 (新 設) 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (新 設)</p>	<p>(選 任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議において選任する。</u> <u>2. 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者(以下、「補欠者」という。)を選任することができる。</u> <u>3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>4. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>5. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設)</p>	<p>(任 期) 第20条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役、役付取締役、相談役及び顧問) 第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役中から会長、社長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。</p> <p>2. 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることが出来る者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 <u>但し、監査役が異議を述べた場合についてはこの限りではない。</u></p> <p>3. 当社は、<u>会社法第362条第4項第1号及び第2号に掲げる事項の取締役会の決議については、あらかじめ選定した取締役のうち、議決に加わることが出来る者の過半数が出席し、その過半数をもって行うことが出来る。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議でこれを定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役、役付取締役、相談役及び顧問) 第21条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員を除く。）</u>の中から会長、社長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することが出来る。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。</p> <p>2. 取締役会は、取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることが出来る者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することが出来る。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第6章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p>	(削 除)
<p><u>第29条 当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	(削 除)
<p><u>(員 数)</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(選 任)</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p>	(削 除)
<p><u>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任 期)</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>2. 補欠として選任された監査役及び前条第3項により選任された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。</u></p>	(削 除)
<p><u>2. 監査役会は、監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役会の決議の方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議でこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(責任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 当社は、取締役会の決議により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。 <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p style="text-align: center;">第6章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p>
(新 設)	<p>第30条 当社は監査等委員会を置く。 (常勤の監査等委員)</p>
(新 設)	<p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが出来る。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。</p>
(新 設)	<p><u>但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。</u></p>
(新 設)	<p>2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することが出来る。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることが出来る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規定) 第34条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p>
<p>第39条～第41条 (条文省略)</p>	第35条～第37条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
<p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p>	<p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p>
<p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	第39条～第41条 (現行どおり)
(新 設)	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
<p>1. 当社は、第71回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。</p>	<p>1. 当社は、第71回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。</p>
<p>2. 第71回定時株主総会前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条2項の定めるところによる。</p>	<p>2. 第71回定時株主総会前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条2項の定めるところによる。</p>